解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年二月十五日栃木県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥する。

平成二十二年四月十六日

栃木県栃木市都賀町家中五九八二番地一

都賀町合戦場・升塚西部土地区画整理組合清算人会　清算人代表　青木　隆尚

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年四月一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十六日

千葉県松戸市竹ケ花七四番地の三

財団法人松戸市施設管理公社

清算人　鈴木　榮一

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為に定める存続期間の経過により、平成二十二年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十六日

東京都港区浜松町一丁目二五番一号浜松町NHビル別館

財団法人地球科学技術総合推進機構

代表清算人　平野　拓也

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年六月二十九日開催の社員総会の決議、平成二十二年二月十九日付東京都知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十六日

東京都江東区豊洲四丁目一番二三号ティ・ビィ豊洲ビル六階　医療法人社団仲よく会

清算人　柏木　哲也

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月六日開催の総会の決議により、平成二十二年三月三十一日東京都知事の許可をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十六日

東京都港区芝公園一丁目三番八号

社団法人東京食肉流通協会

代表清算人　佐藤　昌義

解散公告（第三回）

当法人は平成二十二年三月三十日開催の臨時総会の決議により同年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十六日

東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目一二番五号

社団法人東京穀物市況調査会

清算人　矢田　幸雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十二月二十四日開催の理事会の決議並びに平成二十二年一月十四日の神奈川県知事認可により、平成二十二年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十六日

神奈川県相模原市中央区富士見六丁目六番二三号　財団法人相模原市みちの協会

代表清算人　小星　敏行

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年二月二十六日開催の理事会の決議並びに平成二十二年三月九日静岡県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十六日

静岡県焼津市宗高九〇〇番地

財団法人焼津市地域資源開発センター

清算人代表　大石　義衛

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為の存続期間の満了により平成二十二年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十六日

京都市右京区西院東中水町一七番地京都府中小企業会館内

特例財団法人京都府プロパンガス保安事業団

清算人　小澤　八十二

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年三月八日兵庫県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十六日

兵庫県小野市王子町八〇六番地の一

小野市王子南土地区画整理組合

清算人代表　宮崎　一美

債権申出の催告（第三回）

当社は、平成二十二年三月一日法人合併により年金規約の承認の効力を失ったため、年金制度を終了したので、当社に確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十六日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号

チバ・ジャパン株式会社

確定給付企業年金制度清算人

堀江　邦彦

配当公告

福島県西白河郡西郷村字石塚北七八番地

破産者　杉山建設株式会社

右の者に対する福島地方裁判所白河支部平成十九年（フ）第七二号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、四一九、七二九、〇四三円

一、配当することのできる金額

金一二、三八五、二二七円

平成二十二年四月十六日

福島県白河市大手町一七番地六

破産管財人　菊池　美一

配当公告

香川県綾歌郡綾川町陶四七四七番地四

破産者　有限会社堀田工業

右の者に対する高松地方裁判所平成二十一年（フ）第一三六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一四〇、〇九四、二四五円

（内優先債権額　金二、六一六、一四〇円）

一、配当することのできる金額

金一二、七四一、八二一円

平成二十二年四月十六日

香川県高松市亀岡町三番一三号

破産管財人　楠瀬　正司

第59期決算公告

平成22年4月16日　東京都品川区北品川四丁目7番35号

株式会社後藤製作所

取締役社長　西　新一

貸借対照表の要旨　（平成21年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,509,684	流動負債	5,209,031
固定資産	3,090,028	固定負債	213,760
有形固定資産	2,090,043	負債合計	5,422,792
無形固定資産	28,187	株主資本	176,919
投資その他の資産	971,797	資本金	310,000
		資本剰余金	92,134
		資本準備金	77,550
		その他資本剰余金	14,634
		利益剰余金	△225,214
		その他利益剰余金	△225,214
		（うち当期純損失）	(1,097,123)
		純資産合計	176,919
合計	5,599,712	合計	5,599,712